

田辺市発注工事等に係る金入り設計書の情報提供に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田辺市情報公開条例（平成17年田辺市条例第15号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、市が発注する公共工事、測量及び建設コンサルタント業務委託等（以下「工事等」という。）に係る単価及び金額の記載された設計書（以下「金入り設計書」という。）の情報提供（以下単に「情報提供」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象とする金入り設計書は、競争入札により田辺市が発注した土木建築その他の工事及びこれに係る委託業務並びに地籍調査業務等（以下「工事等」という。）の金入り設計書とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該工事等における金入り設計書においては、当該工事等における契約の締結（変更契約に係る金入り設計書においては、当該工事等における本市の竣工検査）が完了していること。
- (2) 当該金入り設計書に係る事業を担当する課等（以下「担当課等」という。）の情報提供における準備が整ったものであること。
- (3) 条例第7条各号に掲げる情報が含まれないこと。
- (4) 情報提供の申請日の属する年度又はその前年度において、契約の締結又は竣工検査が完了した工事等であること。

2 次に掲げる設計書は、情報提供の対象外とする。

- (1) 条例第7条各号に掲げる情報が含まれている設計書
- (2) 随意契約による場合の設計書

(情報提供できる工事設計書内容)

第3条 情報提供できる金入り設計書等の範囲は、概ね別表のとおりとする。ただし、情報提供により開示をする内容は、担当課等が決定するものとする。

(情報提供申請権者)

第4条 情報提供の申請ができる者は、条例第5条の規定に基づく者又は情報提供の申請日において田辺市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(情報提供の申請)

第5条 情報提供を申請する者（以下「申請者」という。）は、総務部契約課のホームページから電子申請により申請するものとする。

- 2 申請者が1回に申請できる件数は、最大5件とする。それ以上の申請を希望する場合は、先に申請した全ての情報提供の処理が完了した後に、次の申請を行うものとする。

(情報提供の方法)

第6条 担当課等は、前条に規定する申請の内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請を受け付けるものとする。

2 担当課等は、前項の申請を受け付けた日から起算して7日以内（田辺市の休日を定める条例（平成17年田辺市条例第3号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）に情報提供するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

3 情報提供については、担当課等が申請者に対して行うものとし、情報提供の方法は、電子メールにより行うものとする。

(情報提供の費用)

第7条 情報提供に要する費用は、無料とする。

(第三者への提供行為の禁止)

第8条 情報提供により得た金入り設計書に係る情報は、申請者に限り利用するものとし、当該情報を第三者への提供、又は開示等してはならないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

○別表 金入り設計書の主な情報提供範囲

主な工事等の種類	設計書情報の提供範囲
土木工事等設計書	総括表、内訳表、単価表、数量計算書
建築関連工事設計書	設計書鑑、中科目別内訳、数量積算書
水道施設工事設計書	総括表、内訳表、単価表、数量計算書
地籍調査業務設計書	地籍調査事業一般、算定簿
業務委託設計書	総括表、内訳表、単価表、数量計算書

※上記は、主な提供範囲であり、設計ごとに異なる可能性があります。

※開示内容は、担当課等で決定します。